

1 国における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことや平成21年（2009年）に国内でも大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成21年（2009年）2月及び平成23年（2011年）9月に抜本的な改定を行ってきました。

この度、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年（2013年）6月に作成し、北海道も特措法第7条に基づき、同年10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成しました。

3 月形町行動計画の作成

本町も、特措法第8条の規定により、道行動計画に基づき、「月形町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成します。町行動計画には、本町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項等を定めるものです。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、政府行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、町行動計画の関連事項として、道行動計画の対策の概要を示します。

また、町行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。